

第4節 家庭

第1 教科の基本的事項

1 改訂のねらい

(1) 改善の基本方針

平成20年1月17日の中央教育審議会答申を受けて、高等学校学習指導要領の改訂が進められた。同答申の中で、専門高校における職業教育に関する各教科については、①「将来のスペシャリストの育成」、②「地域産業を担う人材の育成」、③「人間性豊かな職業人の育成」という3つの観点を基本として、教科横断的な改善を図ることが示された。

専門教科「家庭」については、改善の基本方針及び改善の具体的な事項が、次のように示され、これらに基づき改訂された。

少子高齢社会の進展やライフスタイルの多様化、食育の推進などの社会の要請に対応し、衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業への消費者ニーズの的確な把握や必要なサービス提供等を行う企画力・マネジメント能力を身に付け、生活文化を伝承し創造する人材を育成する観点から、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しなど改善を図る。

編成要領専門教科「家庭」の改訂に当たり、これらの考え方や埼玉県高等学校・特別支援学校教育課程検討委員会報告を改善の基本方針とした。

(2) 改善の具体的な事項

専門教科「家庭」においては、学習指導要領の改訂に当たり、次のような改訂の基本的な考え方方が示された。
ア 教科目標の改善

衣食住、ヒューマンサービスなどにかかわる生活産業の各分野で職業人として必要とされる資質や能力とともに、生活文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育成することを明確にする。

イ 科目構成の改善

上記改善の視点に立ち、現行の19科目から、名称変更や科目の内容を整理分類するなどして、20科目とする。

ウ 科目の再構成

以下のとおり、科目を再構成する。

○コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を通して生活産業の各分野で情報を適切に処理し、活用することを重視し、「家庭情報処理」の名称を変更し「生活産業情報」とする。

○高齢者の健康と福祉、介護に関する知識と技術を習得し、高齢者の生活の質を高め、地域における高齢者の自立生活支援と介護の充実に資する人材育成を目指し、「家庭看護・福祉」の名称を変更し、「生活

と福祉」とする。

○乳幼児期に加えて小学生までの発達の特徴や生活、保育に関する知識と技術を習得し、子どもの健全な発達を支える能力と地域の子育て支援にかかる人材育成を目指し、「発達と保育」の名称を変更し、「子どもの発達と保育」とする。

○子どもの遊びや児童文化財などに関する知識や技術を広くとらえ、内容を再構成し、子どもとかかわる人材育成を目指して「児童文化」の名称を変更し、「子ども文化」とする。

○「被服製作」は、被服製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得し、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して、被服を製作する能力と実践的な態度を育てる「ファッショントピカル造形基礎」と、その知識と技術を応用発展させ、高度な縫製技術を習得するとともに創造的に製作する能力と態度を育て、ファッショントピカル産業やアパレル産業にかかる人材育成を目指す「ファッショントピカル造形」の2科目に整理分類する。

2 専門教科「家庭」の目標、学科の構成及び科目の編成

(1) 専門教科「家庭」の目標

家庭の生活にかかる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。

今回の改訂では、少子高齢社会の進展や食育の推進、ライフスタイルの多様化に対応し、衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスにかかる生活産業のスペシャリストを育成する視点が一層明確に示された。

教科の目標は、大きく3つの目標に分けて考えることができ、これらを有機的に関連付けて、生活産業にかかる将来のスペシャリストに必要な資質や能力の育成を目指している。

- ① 家庭生活にかかる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させること。
- ② 生活産業の社会的な意義や役割を理解させること。
- ③ 生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てるこ

①は、衣食住、保育、家庭看護や介護などヒューマンサービスに関連する産業を家庭の生活にかかる産

業ととらえ、専門教科「家庭」の学習において、人間の生活を支える生活産業や職業の視点から、将来のスペシャリストとして必要な基礎的・基本的な知識と技術を習得させることを示している。

指導に当たっては、子どもや高齢者をはじめとする生活者への理解を深めさせるとともに、産業や職業に対する関心をもたせ、生涯にわたって学び続けようとする意欲と態度、学び方などを確実に身に付けさせることが重要である。

②は、家の社会化・外部化や少子高齢社会の進展とともに、環境問題、消費者問題などの生活にかかわる諸課題の解決に向けて、衣食住、保育、家庭看護や介護などにかかわる生活産業が産業構造の中でどのような意義をもち、どのような役割を果たしているかを理解させる。あわせて、生活産業が生活文化の伝承と創造に寄与していることを理解させる必要があることを示している。

指導に当たっては、家庭を取り巻く環境が変化し、人々がそれぞれの価値観に基づき生活に必要な物資やサービスを選択、購入、活用しているが、それらの物資やサービスを提供する側として、基本的に安全や衛生に配慮するなどの社会的責任があることを理解させる。また、生活にかかわる産業は、多様化し高度化する消費者のニーズに対応しつつ、例えば、環境保全などの社会的な方向を踏まえることの重要性を考え、理解させることにより、将来のスペシャリストとなる自覚を高め、望ましい勤労観・職業観の育成を目指すことが重要である。

③は、衣食住、保育、家庭看護や介護などの各分野で生じた生活にかかわる諸課題の解決に向けて進んで取り組み、科学的・論理的な方法で、生活産業に従事する者に求められる職業人としての規範意識に基づいた倫理観をもって解決できるようにすることを示している。

また、専門教科「家庭」の各分野における学習の究極の目標は、生活の質の向上を図り、人類全体の福祉の向上と社会全体の発展に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育成することにある。

この能力と態度を育成するための学習は、実験・実習などによる実践的・体験的な学習を中心に行い、単なる方法としての技術の習得にとどまるのではなく、その根底にある理論を理解させるようにすることが重要である。また、この能力は、生活産業に従事しながら新たな課題解決のために学び続けることによって磨かれていくものであることを理解させ、生涯にわたって学ぶ意欲を持ち続けることの重要性を認識させなければならない。特に、実践的・体験的な学習の中に、就業体験などを積極的に取り入れ、実社会や職業との

かかわりを通じて望ましい勤労観・職業観を持たせ、生活産業に従事するスペシャリストとして社会で働くことを通して社会の発展に寄与しようとする「実践的态度」の育成を図ることが重要である。

(2) 「家庭」に関する学科の編成

家庭に関する学科名については、今回の改訂においても、各学校が創意工夫し、特色ある学科の設置が促進されるよう標準的な学科は示されていない。

本県では、家政系として「家政科学科」、「ライフデザイン科」、保育系として「保育科」、被服系として「服飾デザイン科」、食物系として「食物調理科」、「フードデザイン科」の6学科を4校に設置し、地域、生徒等のニーズにあった高度な教育を展開してきた。今後は、各学校のおかれている教育環境を充分に生かし、専門教科「家庭」の目標をより一層具体化し、知識、技術、態度を確実に身に付けさせるため、教育内容や指導計画の研究に努める必要がある。

(3) 科目の編成

科目編成については、教科目標の改善を踏まえ従前の19科目を名称変更や科目の内容を整理分類するなどし、20科目に改めた。(表1)

各科目的標準単位数は、普通科等においても対応できるよう幅をもたせて示している。(表2)

各学校の実態、学科の目標、生徒の特性及び進路等を考慮して、適切な科目を選定し、単位数を定めることが望ましい。

(4) 科目の履修

ア 原則履修科目

家庭に関する各学科においては、「生活産業基礎」及び「課題研究」の2科目を原則履修科目とする。「生活産業基礎」では、生活と産業とのかかわりや生活産業と職業についての基礎的な内容など、専門的な学習への動機付けとなるように配慮する。

「課題研究」では、専門教科「家庭」に関する基礎的・基本的な学習の上に立って、生徒が自ら設定した課題を主体的に探究し、知識・技術の深化・統合化を図るとともに、問題解決の能力や生涯にわたって自発的、創造的に学習に取り組む態度を育てるよう配慮する。

なお、「生活産業基礎」は、科目の性格やねらいなどから見て低学年で、「課題研究」は高学年で履修させることが望ましい。

イ 専門科目による必履修科目の代替

専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。例えば、「生活産業情報」の履修により、「社会と情報」の履

修に代替することができる。

ウ 総合的な学習の時間の特例

家庭に関する各学科においては、総合的な学習の時間の履修により「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究」の履修をもって総合的な学習の時間における学習活動の一部又は全部に替えることができる。

エ 共通教科「家庭」の履修

家庭に関する各学科では、必履修教科・科目として共通教科「家庭」を履修させる。各学校においては、「家庭基礎」(2単位)、「家庭総合」(4単位)及び「生活デザイン」(4単位)の3科目あるいは複数の科目を開設し、生徒が多様な能力・適性、興味・関心等に応じて1科目を選択的に履修できるようになることが望まれる。

表1 科目の編成

改訂前 (平成11年告示)	改訂後 (平成21年告示)	備 考
生活産業基礎	生活産業基礎	
課題研究	課題研究	原則履修科目
家庭情報処理	生活産業情報	原則履修科目
消費生活	消費生活	名称変更
発達と保育	子どもの発達と保育	名称変更
児童文化	子ども文化	名称変更
家庭看護・福祉	生活と福祉	名称変更
リビングデザイン	リビングデザイン	
服飾文化	服飾文化	
被服製作	ファッショントレーニング	2科目に 整理分類
フードデザイン	フードデザイン	
服飾手芸	服飾手芸	
食文化	食文化	
調理	調理	
栄養	栄養	
食品	食品	
食品衛生	食品衛生	
公衆衛生	公衆衛生	
科目数 19科目	科目数 20科目	

第2 各科目の概要と指導上の留意点

各科目の概要是、以下の通りである。

1 「生活産業基礎」

衣食住、ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業への関心を高め、必要な知識と技術を進んで習得し活用する意欲と態度を育てる。

オ 普通科等における専門教科「家庭」に関する科目の履修

普通科、専門学科（家庭に関する学科を除く）においては、前項の「(3)科目の編成」で示した専門科目（表1）の中から、生徒の興味・関心、進路等を考慮し、できるだけ多くの科目を開設し、学ばせることができるよう配慮する。その際、各科目のねらいや今回の改訂における内容の改善点を十分理解し、学校や生徒の実態に即し、内容の取り扱いに軽重をつけるなど配慮する。

カ 総合学科における専門教科「家庭」に関する科目の履修

総合学科においては、各学校の教育方針に従い、前項の「(3)科目の編成」で示した専門科目（表1）の中から、生徒が興味・関心、進路等に応じて選択して学ぶことができるよう科目を設置する。その際、科目の目標をよく理解し、科目群、系列を置くことを配慮する。また、自由選択についても専門教科「家庭」の科目を置くことができる。

表2 各科目の標準単位数

科 目	標準単位数
生活産業基礎	2
課題研究	2～4
生活産業情報	2～4
消費生活	2～4
子どもの発達と保育	2～6
子ども文化	2～4
生活と福祉	2～6
リビングデザイン	2～6
服飾文化	2～4
ファッショントレーニング	2～4
ファッショントレーニング	2～12
服飾手芸	2～14
フードデザイン	2～4
食文化	2～6
調理	1～2
栄養	2～14
食品	2～3
食品衛生	2
公衆衛生	4
	4

(指導項目)

- (1) 生活の変化と生活産業
- (2) 生活の変化に対応した商品・サービスの提供
- (3) 生活産業と職業
- (4) 職業生活と自己実現

(ねらい)

衣食住、保育、家庭看護や介護などのヒューマンサービスにかかる生活産業に関する専門的な学習の動機

付けや、卒業後の進路に向けての生徒の意識を深めることをねらいとしている。

今回の改訂においては、生活産業に対する消費者ニーズを的確に把握して必要な商品を企画する能力や、それらを提供していく上で必要なマネジメント能力を育成することを重視して内容の改善を図った。

原則として、家庭に関する学科のすべての生徒に履修させる科目として位置付けている。

指導に当たっては、情報通信ネットワークや業界紙等を活用した生活産業に関する調査、生活産業の現場見学、調査や見学結果の発表、店舗企画実習、職業人インタビュー、社会人講師の講話、学習プランの作成など、体験的な学習を通して学科に関連する生活産業や職業を具体的に理解させ、専門的な学習への意欲を高めるとともに、勤労観・職業観の育成を図るようにする。

2 「課題研究」

生活産業の各分野に関する課題を設定し、その課題の解決を図る学習を通して、専門的な知識と技術の深化、総合化を図るとともに、問題解決の能力や自発的、創造的な学習態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 調査、研究、実験
- (2) 作品製作
- (3) 産業現場等における実習
- (4) 職業資格の取得
- (5) 学校家庭クラブ活動

(ねらい)

衣食住やヒューマンサービスなど生活産業の各分野で、消費者ニーズや社会の要請に対応しつつ、生活の質を高める商品やサービスが提供できる人材を育成するために、応用性のある知識と技術を確実に身に付けてさせるとともに、問題解決能力や創造性を育てることをねらいとしている。

原則として、家庭に関する学科のすべての生徒に履修させる科目として位置付けている。

今回の改訂においては、各教科等を通じて言語活動の充実を図っており、論理的な表現力等を育成する観点から、課題研究の成果について発表する機会を設けるようにすることとしている。

指導に当たっては、生徒の主体的な学習活動のための計画立案の支援、情報通信ネットワークや教材・教具など学習環境の整備に十分留意する。また、学習内容が広範囲にわたることもあることから、教員相互の協力や連携が必要であり、学科の枠を超えた指導も考えられる。さらに、社会人講師を活用したり、就業体験を取り入れたりするなど、指導の効果を高めるよう

工夫する。

3 「生活産業情報」

生活産業における情報の意義や役割を理解させ、情報の処理に関する知識と技術を習得させるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を主体的に活用する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 情報化の進展と生活産業
- (2) 情報モラルとセキュリティ
- (3) 情報機器と情報通信ネットワーク
- (4) 生活産業における情報及び情報手段の活用

(ねらい)

生活産業における情報化の進展に適切に対応できるとともに、生活産業の各分野で情報及び情報手段を適切に活用する能力を育成することをねらいとしている。また、この科目は、家庭に関する各学科における情報に関する基礎科目である。

今回の改訂においては、情報技術・ネットワーク技術の進展に伴う生活産業の情報化の進展に対応し、生活産業の各分野において、情報モラルやセキュリティ管理に留意し、情報機器や情報通信ネットワークを活用することを重視して内容の改善を図り、科目の名称を「生活産業情報」と改めた。

指導に当たっては、専門教科「家庭」の各科目との関連を図りながら、内容の(3)及び(4)については、実習を中心として扱い、コンピュータ等の情報機器や情報通信ネットワークなど情報技術を適切に活用できるようにする。

4 「消費生活」

経済社会の変化と消費生活、消費者の権利と責任、消費者と企業や行政とのかかわり及び連携の在り方などに関する知識と技術を習得させ、持続可能な社会の形成に寄与するとともに、消費者の支援に必要な能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 経済社会の変化と消費生活
- (2) 消費者の権利と責任
- (3) 消費者と企業、行政
- (4) 持続可能な社会を目指したライフスタイル
- (5) 消費生活演習

(ねらい)

消費生活を消費者と生産者双方の立場からとらえさせるとともに、持続可能な社会の形成を目指し、消費者の権利の尊重と自立支援に必要な能力と態度を育てることをねらいとしている。

今回の改訂においては、消費者基本法が目指す消費

者の権利の尊重と自立の支援に対応し、従前の「消費生活」の内容に加えて、消費者と企業・行政のかかわり及び連携の在り方や消費者教育などに関する内容を充実させるとともに、持続可能な社会の形成を目指したライフスタイルの確立に向けて、消費者支援研究などの実践的・体験的な学習を加えるなどの改善を図った。消費生活アドバイザーや消費生活指導員などの消費者支援の資格に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けとする科目である。

指導に当たっては、消費生活関連機関等との連携を図り、具体的な事例を通して指導の充実を図るよう努める必要がある。また、事例研究、商品テスト、実験・実習、見学などの実践的・体験的な学習ができるだけ多く取り入れるとともに、情報機器や情報通信ネットワークなどを活用し、各項目について相互に有機的な関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。

5 「子どもの発達と保育」

子どもの発達の特性や発達過程、保育などに関する知識と技術を習得させ、子どもの発達や子育て支援に寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 子どもの発達の特性
- (2) 子どもの発達過程
- (3) 子どもの生活
- (4) 子どもの保育
- (5) 子どもの福祉と子育て支援

(ねらい)

発達の特性や発達過程を踏まえた子どもの発達について理解させるとともに、保育に関する知識と技術を習得させ、地域の子育て支援に寄与できるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂においては、保育所保育指針の改訂などに対応して発達過程の考えを重視するとともに、次世代育成を推進する観点から子育て支援の必要性に対応して内容の改善を図り、発達の主体と保育の対象をより明確にするために、科目的名称を「子どもの発達と保育」と改めた。

指導に当たっては、幼稚園や保育所、認定こども園及び地域の子育て支援関連施設などの連携を十分に図り、実際に乳幼児と触れ合う学習ができるようにする。また観察、参加、実習などの実践的・体験的な学習を多く取り入れるとともに、各種メディアや情報関連機器を活用し、指導内容の定着を図るようにする。

6 「子ども文化」

子どもと遊び、子どもの表現活動、児童文化財などに関する知識と技術を習得させ、子ども文化の充実を図る能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 子ども文化の重要性
- (2) 子どもと遊び
- (3) 子どもの表現活動と児童文化財
- (4) 子ども文化を支える場
- (5) 子ども文化実習

(ねらい)

子どもと遊び、子どもの表現活動などに関する知識と技術を習得させ、子ども文化の充実に貢献することや、子どもと遊びを通して触れ合うなどの活動ができるようにすることをねらいとしている。

今回の改訂においては、従前の「児童文化」の内容について、伝統的な児童文化とともに、現代の生活に基づく子どもの遊びや表現活動を広く取り上げて充実するなどの改善を図り、科目的名称を「子ども文化」と改めた。

指導に当たっては、特に、子どもの遊びや表現活動の重要性を具体的に理解させるために、実習を中心として扱うこととし、実際に子どもとの交流を体験させるようにする。また、各種メディア教材や情報関連機器を活用したり、観察、参加などの実践的・体験的な学習を多く取り入れたりするなど指導の充実を図る。

7 「生活と福祉」

高齢者の健康と生活、介護などに関する知識と技術を習得させ、高齢者の生活の質を高めるとともに、自立生活支援と福祉の充実に寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 健康と生活
- (2) 高齢者の自立生活支援と介護
- (3) 高齢者福祉の制度とサービス
- (4) 生活援助と介護の実習

(ねらい)

高齢者の介護と福祉に関する知識と技術を習得させ、高齢者への自立生活支援ができる能力と実践的な態度を育むことをねらいとしている。

今回の改訂においては、我が国の急速な高齢化の進展と高齢者福祉の法規や制度の変化に対応し、従前の「家庭看護・福祉」の内容について、介護予防と自立生活支援に関する内容を充実するなどの改善を図り、科目的名称を「生活と福祉」と改めた。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な

関連を図り総合的に展開できるよう配慮する。また、生活援助や介護に関する知識を習得させた上で福祉施設等との連携を図り、教室での実習のみでなく、福祉施設の見学や実習、ボランティア活動への参加などができるだけ多く取り入れるようにする。

8 「リビングデザイン」

住生活と文化、住空間の構成と計画、インテリアデザインなどに関する知識と技術を習得させ、快適な住空間を計画し、デザインする能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 住生活と文化
- (2) 住空間の構成と計画
- (3) インテリアデザイン
- (4) 生活環境と福祉
- (5) 住生活関連法規

(ねらい)

住生活や住文化に関する知識を基にインテリアをデザインし、環境や福祉にも配慮した住生活について理解することをねらいとしている。

今回の改訂においては、住生活と文化、環境共生や住環境福祉などの視点を加えて改善を図った。

この科目は、インテリアコーディネーター、インテリアプランナー、福祉住環境コーディネーターなど関連する職業に関心をもたせるとともに、専門的な学習への動機付けるとする科目である。

指導に当たっては、(3)の内容「インテリアデザイン実習」及び(4)の内容「住空間のリフォーム計画実習」については、実験・実習を中心にして扱い、個人又はグループで適切な課題を設定させるなどして、生徒の主体的な学習活動を充実させる。

9 「服飾文化」

服飾の変遷と文化、着装などに関する知識と技術を習得させ、服飾文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 服飾の変遷と文化
- (2) 着装
- (3) 服飾文化の伝承と創造

(ねらい)

日本や世界の服飾の変遷と文化、着装などについて理解させ、服飾文化の伝承と創造に寄与することができるようすることをねらいとしている。

今回の改訂においては、従前の「服飾文化」の内容のうち、服飾と流行に関する内容を「ファッションデザイン」に移行するとともに、着装に関する内容を充

実するなどの改善を図った。

指導に当たっては、内容の(2)、(3)については実習を中心として扱うこととする。

10 「ファッション造形基礎」

被服の構成、被服材料の種類や特徴など被服製作に関する知識と技術を習得させ、ファッション造形の基礎的な能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 被服の構成
- (2) 被服材料
- (3) 洋服製作の基礎
- (4) 和服製作の基礎

(ねらい)

被服系の学科にあっては、その中核として位置付けられる科目である。

ファッションを造形するための基礎的・基本的な内容として、被服の構成、被服材料の選択、洋服や和服の製作に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

今回の改訂においては、被服製作の基礎から応用までを体系的に学ぶことにより被服製作に対する関心を高めるとともに、繊維産業やファッション産業の技術の進展と価値観の多様化などによる被服の個性化に対応して、従前の「被服製作」を、基礎的・基本的な内容の「ファッション造形基礎」と発展的な内容の「ファッション造形」の2科目に整理分類するなどの改善を図った。

指導に当たっては、内容の(3)及び(4)については、実習を中心として扱うこととし、生徒の実態や学科の特色等に応じて、いずれかを選択して扱うことができる。

11 「ファッション造形」

デザインや着用目的に応じたファッション造形の知識や技術を習得させ、ファッション製品を創造的に製作する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) ファッション造形の要素
- (2) 洋服製作
- (3) 和服製作
- (4) 総合実習

(ねらい)

被服系の学科にあっては、その中核として位置付けられる科目である。

「ファッション造形基礎」の内容を発展させ、高度な被服の構成を理解させ、デザインや着用目的に適した被服材料を選択して、ファッション製品を製作できる人材を育成するために、応用性のある知識と技術を

習得させることをねらいとしている。

今回の改訂においては、ファッション製品を製作するスペシャリストを育成する視点を明確にして内容の改善を図り、従前の「被服製作」の発展的な内容を充実させ、科目的名称を「ファッション造形」と改めた。

指導に当たっては、(2)及び(3)については、生徒の実態や各学科の特色に応じて、いずれかを選択して扱うことができる。さらに、「服飾文化」、「ファッションデザイン」及び「服飾手芸」などの科目との関連を図るようにする。

12 「ファッションデザイン」

ファッションデザインの基礎、発想と表現法などに関する知識と技術を習得させ、ファッションを創造的にデザインする能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) ファッションデザインの基礎
- (2) ファッションデザインの発想と表現法
- (3) ファッションデザインと流行
- (4) ファッション産業

(ねらい)

被服系の学科にあっては、その中核として位置付けられる科目である。

ファッションデザインの基礎を理解させるとともに、ファッションデザインの発想や表現法などについて習得させ、ファッションを創造的にデザインできるようすることをねらいとしている。

今回の改訂においては、将来のファッション産業のスペシャリストを育成することを重視するとともに、従前の「服飾文化」の内容のうち服飾と流行に関する内容を加えるなどの改善を図った。

指導に当たっては、「服飾文化」及び「服飾手芸」との関連を図るようにする。

13 「服飾手芸」

手芸の種類、特徴及び変遷、各種手芸の技法などに関する知識と技術を習得させ、手芸品を創造的に製作し、服飾に活用する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 手芸の種類と特徴
- (2) 手芸の変遷
- (3) 服飾材料としての各種手芸の技法
- (4) 手芸品の製作

(ねらい)

手芸品を創造的に製作し、服飾に活用することができるようすることをねらいとしている。

今回の改訂においては、「ファッションデザイン」及び「ファッション造形」の素材づくりに活用できる各

種手芸の技法を習得させるために、服飾材料としての各種手芸の技法に関する内容を充実させるなどの改善を図った。

指導に当たっては、内容の(3)、(4)については、実験・実習を中心として扱う。また、「服飾文化」、「ファッション造形」及び「ファッションデザイン」との関連を図る。

14 「フードデザイン」

栄養、食品、献立、調理、テーブルコーディネートなどに関する知識と技術を習得させ、食生活を総合的にデザインするとともに食育の推進に寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 健康と食生活
- (2) フードデザインの構成要素
- (3) フードデザイン実習
- (4) 食育と食育推進活動

(ねらい)

食生活の現状を理解させ、食生活を総合的にデザインする能力と態度を育てるとともに、学習した内容を生かして、家庭や地域において進んで食育の推進に寄与することをねらいとしている。

今回の改訂においては、我が国の食を取り巻く環境の変化や食生活の多様化、国民の健康増進の重要性から、食育基本法が制定され、食育の推進が図られていることに対応して、従前の「フードデザイン」の内容に食育の意義と食育推進活動を加えるなどの内容の改善を図った。

指導に当たっては、内容の(4)については、地域の関係機関等との連携を図る。また、家庭や地域における食育活動の推進に当たっては、ホームプロジェクトや学校家庭クラブ活動とも関連させて生徒が主体的に活動できるように配慮し、グループで適切な課題を設定して活動させるなどの工夫をする。

15 「食文化」

食文化の成り立ち、日本と世界の食文化などに関する知識と技術を習得させ、食文化の伝承と創造に寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 食文化の成り立ち
- (2) 日本の食文化
- (3) 世界の食文化
- (4) 食文化の伝承と創造
- (5) 調理師の業務と社会的役割

(ねらい)

国際化に対応して、食と食文化の多様性を理解し、

異なる食文化に対して寛容で受容的な姿勢を有するとともに、伝承された食文化をよりよく発展・創造する態度を養うことをねらいとしている。

この科目は、調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、伝統と文化を尊重する態度を養うとともに、食育の推進の視点を重視して内容の改善を図った。

指導に当たっては、内容の(5)については、調理師養成を目的とする学科等で扱うこととし、それ以外の学科等においては扱わないことができる。

16 「調理」

様式別調理、大量調理などに関する知識と技術を習得させ、健康の維持・増進に寄与する食生活の充実向上を図るとともに、創造的に調理する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 調理の基礎
- (2) 調理用施設・設備、熱源及び調理機器
- (3) 献立作成
- (4) 様式別の献立と調理
- (5) 目的別・対象別の献立と調理
- (6) 大量調理
- (7) 食事環境とサービス

(ねらい)

近年の食環境の変化や外食産業などの進展に対応し、国民の健康を担う調理に携わる職業人を育成するために、調理理論と調理の基礎技術を習得させることをねらいとしている。

この科目は、調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。今回の改訂においては、国民の健康の維持・増進を支援する観点から内容の改善を図るとともに、健康増進法の施行により変更された給食管理分野における用語について統一を図った。

指導に当たっては、内容の(2)から(6)までについては、調理理論と関連付けて、実験・実習を中心として扱うこととする。さらに、内容の(7)については、内容の(2)から(6)までとの関連を図って、サービス実習をさせることとする。

調理師養成を目的とする学科等においては、14単位の履修が必要であり、特に、調理理論に5単位、調理実習に9単位を配当するよう留意する。実習には集団調理を含み、校外実習は2単位以内とする。

17 「栄養」

栄養素の機能と代謝、各ライフステージにおける栄養、労働・スポーツと栄養などに関する知識を習得させ、健康の維持・増進を図る能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 人体と栄養
- (2) 栄養素の機能と代謝
- (3) 食事摂取基準と栄養状態の評価
- (4) ライフステージと栄養
- (5) 生理と栄養
- (6) 病態と栄養

(ねらい)

近年の生活習慣病の増加など、国民の栄養状態の課題に対して、栄養に関する専門的な知識を習得させることをねらいとしている。

この科目は、調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。今回の改訂においては、人体の栄養との関係を理解させることを重視し、栄養に関する知識を健康の維持・増進に結び付けた献立と調理に生かすことができるよう内容の改善を図った。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに、総合的に展開できるよう配慮する。また、「調理」及び「食品」との関連を図るようにする。

18 「食品」

食品の分類とその特徴、食品の表示、食品の加工と貯蔵などに関する知識と技術を習得させ、食品を適切に選択、活用して食生活の充実向上を図る能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 食品の分類とその特徴
- (2) 食品の表示
- (3) 食品の加工と貯蔵
- (4) 食品の生産と流通

(ねらい)

多様化する食品や食生活に対応し、食品に関する専門的な知識を習得させ、各種食品を適切に選択して活用できるようにすることをねらいとしている。

この科目は、調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。今回の改訂においては、食品の安全性確保や食品加工技術の発展及び食品の多様化に対応して内容の改善を図った。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに、総合的に発展できるよう配慮する。また、「調理」、「栄養」及び「食品衛生」との関連

を図るようにする。

19 「食品衛生」

食生活の安全と食品衛生対策など食品衛生に関する知識と技術を習得させ、安全で衛生的な食生活に寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 食生活の安全と食品安全行政
- (2) 食中毒とその予防
- (3) 食品の汚染、寄生虫
- (4) 食品の変質とその予防
- (5) 食品添加物
- (6) 食品衛生対策

(ねらい)

食生活の安全と食品衛生に関する専門的な知識と技術を習得させることをねらいとしている。

この科目は、調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。今回の改訂においては、食生活の安全性と食品安全行政の取組を踏まえ、食中毒や食品の汚染、食品衛生対策などを重視して内容を再編成し、衛生管理が適切にできるよう改善を図った。

指導に当たっては、各項目について相互に有機的な関連を図るとともに、総合的に発展できるよう配慮する。また、「調理」及び「食品」との関連を図るようにする。

20 「公衆衛生」

環境衛生、母子保健、学校保健など、集団の健康と公衆衛生に関する知識を習得させ、疾病の予防と健康づくりに寄与する能力と態度を育てる。

(指導項目)

- (1) 集団の健康と公衆衛生
- (2) 公衆衛生関係法規
- (3) 環境衛生
- (4) 疾病の予防と健康管理
- (5) 母子保健
- (6) 学校保健
- (7) 産業保健
- (8) 高齢者保健

(ねらい)

集団の健康を守り、さらに発展させるための公衆衛生に関する専門的な知識を習得させることをねらいとしている。

この科目は、調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目である。今回の改訂においては、保健行政の分類に準じて内容を再構成し、環境問題などの環境衛生、疾病予防、健康づくり対策などを重視す

るなどの内容の改善を図った。

指導に当たっては、内容の(5)から(8)までについては、内容の(2)と関連付けて扱うこととし、各項目について相互に有機的な関連を図って理解させるようにする。

第3 教育課程の編成と指導計画の作成

1 家庭に関する学科の教育課程編成の基本方針

- (1) 各学校においては、高等学校学習指導要領第1章 第1款の教育課程編成の一般方針に示された事項や埼玉県高等学校教育課程編成要領教育課程一般編の第1章第2の教育課程編成の基本方針に基づき、教育課程を編成・実施するものとする。
- (2) 専門教科・科目について、すべての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。ただし、各学科の目標を達成する上で専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できるものについては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができる。
- (3) 専門教科「家庭」に属する科目については、生活産業に関する各分野に対応して、通常履修される教育内容などを想定し、20科目を示している。しかしながら、生活産業の各分野の多様な発展や地域の実態等に対応し、新しい分野の教育を積極的に展開する必要がある場合など、「学校設定科目」を設けることにより、特色ある教育課程を編成することができる。

2 各学科の教育課程の編成

- (1) 家政系の学科

家政系の学科は、家庭生活の各分野に関する知識と技術を総合的に習得させ、家庭生活を科学的・合理的に営み、充実・発展させるとともに、生活産業や関連する職業に従事する能力を育成することを目標にしている。

家政系の学科においては、「生活産業基礎」、「課題研究」、「生活産業情報」、「調理」、「ファッショントレーニング」、「ファッショントレーニング」、「栄養」、「リビングデザイン」、「ファッショントレーニング」などを学ばせる。また、必要に応じて家庭に関する専門科目「生活と福祉」などを履修させる。その際、望ましい科目的配当は次のように考えられる。

ア 「生活産業基礎」は、すべての生徒に学ばせる。専門的な学習への動機付けとなり、また、自己の進路についての生徒の意識を深めることを目的とする科目であることから、低学年で履修させるようとする。

イ 「課題研究」は、すべての生徒に学ばせる。横断的・総合的な科目として、各学年あるいは比較的高

学年で履修させるようにする。

ウ 「生活産業情報」は、学習のあらゆる面での活用を視野に入れて低学年おく。

エ 「調理」、「ファッショント造形基礎」、「ファッショント造形」は、中核となる科目として、各学年に配当する。

オ 「栄養」は、栄養に関する専門的な知識を習得させることをねらいとした科目として、適切な学年おく。

カ 「ファッショントデザイン」は、ファッショント創造的にデザインできるようにすることをねらいとした科目として、適切な学年おく。

(2) 保育系の学科

保育系の学科は、子どもの心身の発達や保育技術など、保育に関する専門的な知識と技術を習得させ、将来、子どもにかかわる職業に従事する能力を有する人材の育成を目指している。

保育系の学科においては、「生活産業基礎」、「課題研究」、「生活産業情報」、「子どもの発達と保育」、「子ども文化」などを学ばせる。また、必要に応じて家庭に関する専門科目「生活と福祉」などを履修させる。その際、望ましい科目的配当は次のように考えられる。

ア 「生活産業基礎」は、すべての生徒に学ばせる。専門的な学習への動機付けとなり、また、自己の進路についての生徒の意識を深めることを目的とする科目であることから、低学年で履修させるようにする。

イ 「課題研究」は、すべての生徒に学ばせる。横断的・総合的な科目として、各学年あるいは比較的高学年で履修させるようにする。

ウ 「生活産業情報」は、学習のあらゆる面での活用を視野に入れて、低学年おく。

エ 「子どもの発達と保育」、「子ども文化」は、中核となる科目として、各学年に配当する。

保育実習は、各専門科目の学習の総合的課題に当たるものであり、理論と実践を結ぶ重要な接点でもあるので、充分な学習効果があげられるよう計画する。

特に、乳幼児を対象とした実習においては、危険防止、保健衛生に十分留意し、事故を起こさないよう配慮する。

(3) 服飾系の学科

服飾系の学科は、服飾デザイン及び被服製作などに関する専門的な知識や技術を習得させ、将来、スペシャリストとして関連する専門的な職業に従事できる人材の育成を目指している。

服飾系の学科においては、「生活産業基礎」、「課題研究」、「生活産業情報」、「ファッショントデザイン」、「ファッショント造形基礎」、「ファッショント造形」、「服飾文化」、

「服飾手芸」などを学ばせる。その際、望ましい科目的配当は次のように考えられる。

ア 「生活産業基礎」は、すべての生徒に学ばせる。専門的な学習への動機付けとなり、また、自己の進路についての生徒の意識を深めることを目的とする科目であることから、低学年で履修させるようにする。

イ 「課題研究」は、すべての生徒に学ばせる。横断的・総合的な科目として、各学年あるいは比較的高学年で履修させるようにする。

ウ 「生活産業情報」は、学習のあらゆる面での活用を視野に入れて、低学年おく。

エ 「ファッショントデザイン」、「ファッショント造形基礎」、「ファッショント造形」は中核となる科目として各学年に配当する。

オ 「服飾文化」、「服飾手芸」は、適切な学年おく。

(4) 食物系の学科

食物系の学科は、献立調理及び集団給食など食物に関する専門的な知識と技術を習得させ、これらに関する専門的職業に従事する能力を有する人材を育成することを目標としている。

食物系の学科においては、「生活産業基礎」、「課題研究」、「生活産業情報」、「調理」、「栄養」、「食品」、「食品衛生」、「公衆衛生」などを履修させる。その際、望ましい科目的配当は次のように考えられる。

ア 「生活産業基礎」は、すべての生徒に学ばせる。専門的な学習への動機付けとなり、また、自己の進路についての生徒の意識を深めることを目的とする科目であることから、低学年で履修させるようにする。

イ 「課題研究」は、すべての生徒に学ばせる。横断的・総合的な科目として、各学年あるいは比較的高学年で履修させるようにする。

ウ 「生活産業情報」は、学習のあらゆる面での活用を視野に入れて、低学年おく。

エ 「栄養」、「食品」などは低学年において、「食品衛生」、「公衆衛生」は高学年に、「調理」は中核となる科目として各学年おくのが望ましい。

食物系の学科において、高校卒業と同時に調理師免許を取得させる場合は、調理師法施行規則に定める科目及び時間数を満たすように教育課程を編成する必要がある。

調理師の資格を取得させる場合は、「調理」の内容のうち、集団調理について充分に指導し、実践力を育成するために校内実習の充実を図る。また、「課題研究」などに関連させて、工場、病院、飲食店など適切な場所において現場実習をさせることが望ましい。

3 指導計画作成上の留意事項

指導計画の作成に当たっては、次の事項について配慮する。

(1) 基本的な考え方

ア 学科の専門性に留意し、生活産業としての基礎・

基本を充分におさえる。また、各科目間の有機的、総合的関連を図りつつ、内容を精選し、系統化を図る。

イ 生徒の特性、進路や学校の実態に応じて、中核となる科目に重点を置くなど、内容の選択を図ることができる。その際、あくまでも科目の目標に沿ったものになるよう配慮する。

ウ 生徒や学校の実態に応じて、家庭に関する科目以外の各教科・科目についても、科目間の関連を図りながら、履修単位や学年配当を充分に考慮し、生徒の多様な進路に対応できるように、履修科目的選択幅を広げるよう配慮する。また、専門的な内容を充分に習得させるために類型・コースを設けることも考えられる。

(2) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の活用

家庭に関する各学科においては、原則として家庭に関する各科目の総授業時数の10分の5以上を実験・実習に充てることとしている。実験・実習の指導に当たっては、時数の確保とともに内容の一層の充実に努める。生徒の自発的な学習を進めるためには、ホームプロジェクト及び学校家庭クラブ活動を促進し、学習の効果を上げるよう留意する。

ホームプロジェクトの実施時間数は、専門教科「家庭」における各科目の授業時数の10分の2以内を充てることができる。

学校家庭クラブ活動については、従前と同様、「課題研究」に位置付けられている。「埼玉の子ども70万人体験活動」など学校全体の活動や実践的な活動との関連を図るとともに、埼玉県高等学校家庭クラブ連盟との連携をとることが望ましい。

(3) 指導方法の工夫改善

各科目の指導に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り、学習効果を高めるよう配慮する。

(4) 安全及び衛生への配慮

実験・実習を行うに当たっては、施設・設備の定期点検と整備を実施し、安全管理や衛生管理を徹底する。また、情報通信機器、視聴覚機器、掲示資料、模型などを適切に整備し、学習環境を整えることも必要である。

特に、調理実習における電気、ガスなどの火気の扱い、実習室の換気、包丁などの刃物の安全な取扱いと管理、食中毒を防止するための食材の保管と取扱い、

調理器具の衛生的な管理、被服製作や服飾手芸における針、縫製機器、薬品などの安全な取扱いと管理についての指導を徹底し、事故や食中毒の防止を図り、安全と衛生に十分留意して実験・実習ができるようする。

また、校外に出て調査・研究・実習などを行う場合においても、事故の防止や安全管理などに配慮し、綿密な指導計画を作成し、生徒が高校生としての自覚と責任をもって行動できるよう生徒指導の面においても十分留意する。

(5) 就業体験（インターンシップ）の機会の確保

地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な活動や就業体験を積極的に取り入れ、キャリア教育の推進を図る。

就業体験では、産業現場との綿密な打合せ、保護者を含めた生徒への充分な事前・事後の指導を行い、事後の報告会を開催するなど計画的に現場実習を行う必要がある。また、地域との協力体制を作るためには、関係機関との連携を図り、協力を仰ぐとともに、常に地域に目を向け、ネットワークを作るなど情報収集に努めることも大切である。

本県の家庭に関する学科の中には、就業体験として、現場実習を「課題研究」の中に位置付け、実践している学校もある。また、本県独自の学校設定科目「保育実習」では、地域の幼稚園や保育所での実習を通し、学校と地域社会との連携・交流を深めている。

家庭に関する各学科においては、教育課程上、専門科目の実習のすべてを就業体験に替えることができる。今後とも、就業体験の機会を確保し、積極的に取り入れていく必要がある。

(6) 社会人講師等の活用について

本県では、被服系及び食物系の学科において、特別非常勤講師制度を活用し、年間を通して社会人講師の招聘を行っている。生徒は、社会の第一線で活躍している社会人講師の授業からプロの知識と技術を学び、将来のスペシャリストとしての力を付けている。

また、第一線で活躍する学校外の職業人等を学校に招き、スポット授業や特別授業を実施する取組は、生徒に産業界の現状と動向を伝え、職業について考える機会として有効である。社会のもつ教育力として、社会人講師等の計画的・積極的な活用に努める。

(7) 職業資格等の取得

現在、様々な職業資格があり、生徒の職業意識を高める上でも、また、学習意欲を高める上でも積極的に活用することが望まれる。「家庭」に関する資格のうち、代表的なものは表3に示すとおりである。

また、専門の領域を越えて、工業系、商業系の職業資格が取得できる場合もある。学校や生徒の実態に応

じて、資格取得の機会を設定し、指導していくことが望ましい。これらの学習の成果は、文部科学大臣が認定した技能審査等、一定の要件のもとに単位として認定することも可能である。

表3 技能審査(例)

名 称	ランク
全国高等学校家庭科食物調理技術検定	1～4級
全国高等学校家庭科被服製作技術検定(洋服)	1～4級
全国高等学校家庭科被服製作技術検定(和服)	1～2級
全国高等学校家庭科保育技術検定	1～4級
編物技能検定	初級～上級
訪問介護員養成研修	2級
繊維製品品質管理士試験	1～3級
色彩能力検定	1～3級
きものコンサルタント試験	1～8級
手話講習会	入門～上級
赤十字救急法普通科講習	修了

出典：「平成22年埼玉県高校生専門資格等取得表彰奨励事業要項」による

(8) 学校外における学修の単位認定

高等学校において設けられている教科・科目の学習内容に対応する資格を取得した場合、また、ボランティア活動等により顕著な成果があるとみなされるとき、各学校の判断により、単位を認めることができる。

その際は、「学校外における学修の単位認定実施要項」に沿って実施する。